【新型コロナウィルスが不存在であるので不存在の自然災害に対しては感染症対策をしないことを内閣府内閣総理大臣に宣言を求める請願】

日本の最高行政府である内閣府内閣総理大臣に対して5月27日木曜日14時請願を面談にて正式に行います。

私、マッスル船長(三岬浩遵本名千葉学)は、免疫生物学者 大橋眞氏、耳鼻咽喉科医師 正木稔子氏、他を伴い法令に基づいた審査請求を行います。

概要は、内閣府の行政職員の新型コロナ感染対策の政策立案や実行国務大臣への助言の職務について、自然災害現象である新型コロナウィルスを2020年4月当初は未知の災害であるから緊急事態宣言発令はやむを得なかったものの、過日、寺尾介伸氏の厚生労働大臣に対する情報開示請求において少なくとも2020年10月請求開始から調査及び12月の開示決定までの期間において、科学的な自然災害発生の観察と存在確認をせず不作為にしたままに政治政策を進めた事は重大な憲法違反と法令違反に当たる事が判明しているので、これを直々に内閣府の最高監督者である内閣総理大臣菅義偉氏に対して、学者医師の有識者の資料を添え、行政不服審査法に基づき、内閣府の職員に【不作為と刑事訴訟法上の内部不正犯罪の職務上の告発義務がある】ことを裁定し職務命令し、【新型コロナウィルスが不存在であるので不存在の自然災害に対しては感染症対策をしないことを宣言】すべきであると主権者国民が要請するので、内閣府内閣総理大臣は適法に処分することを求めるものです。

もしこれをお読みになられている方で、我々請願チームに会って取材や話を聞きたい方や個人ジャーナリズムとして情報拡散をしたい方は自らの意思で行動を起こし内閣府本府正面に、周囲の通行の妨げや迷惑にならないように静かに当日13時迄または面談終了後の14時30分前迄にお越しください。

さらにこの後日、最高立法府である国会の衆議院と参議院の議会に対し請願を行い、議会会期中に必要な審議をし【新型コロナウィルスが不存在であるので不存在の自然災害に対しては感染症対策をしない】ことを主権者国民の意思として宣言するよう求めます。

国会議員の皆様には議会法に基づき主権者国民の請願は紹介議員を持って手続きをする、と規定されるので、紹介議員を申し出ていただける衆議院議員 参議院議員の方はご連絡ください。090-2234-5054マッスル船長

2021年5月24日